

福祉サービス第三者評価結果の公表事項

評価機関（評価機関認証No.）	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会（福井福祉評価認証第1号）
評価調査者研修番号	第6-5号、第5-18号、第5-13号

【基本情報】

①施設・事業所情報

名称：第二光が丘ハウス	種別：養護老人ホーム	
代表者氏名：施設長 荒木博文	定員（利用人数）：50名	
所在地：福井県丹生郡越前町朝日22-7-1		
TEL：0778-34-8001	ホームページ：http://www.kodoen.or.jp	
〔施設・事業所の概要〕		
開設年月日：昭和50年1月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 光道園		
職員数	常勤職員：28名 非常勤職員：2名	
専門職員	介護福祉士 17名 介護支援専門員 1名	
	看護職員 3名 栄養士 1名	
	理学療法士 1名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	全室個室 トイレ 洗面所 バルコニー 冷暖房完備	エレベーター2基 座浴1台 SP装置 火災報知設備 防犯カメラ 理髪室

②理念・基本方針

①盲養護老人ホーム、一般型指定特定施設入居者介護事業所の利用者に対して、多職種連携によるサービスを提供し、健全で意欲と活力のある生活を送れるよう支援する。
②利用者の人権擁護、プライバシー保護、個別ニーズに沿った生活の保障に努める。
③施設を終の家と考えるのではなく、本人、家族等の意向を尊重した支援を図り、社会参加を積極的に進める。
④疾病の早期発見及び衛生指導を図り、健やかな生活が送れるための健康管理に努める。

③施設・事業所の特徴的な取組

（視覚障がいや個々の特性を理解しその人らしいライフスタイルを実現する）
・視覚障がいの専門施設としての理解を深める為、専門職と連携をとりながら視覚障がい研修を定期で実施する。
・アクションルームを活用し、体操、リハビリ、作業を実施する。
・個々の思いに添い、「できること」や「できるようになること」を考慮したプランを作成し、楽しみのある支援を実施する。（笑顔プロジェクト）

④第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年7月11日（契約日）～ 令和5年5月9日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成元年度）

⑤総評

【特に評価の高い点】
【Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献】 地域との関わり方についての基本的な考え方を、地域貢献活動委員会で整理し、明文化している。また、活用できる社会資源や地域の情報に関する「地域マップ」を作成し、施設内に掲示している。ボランティアの受入れに関する基本姿勢を明文化し、学校における福祉体験など福祉教育に積極的に協力している。
【Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス】 感染症委員会を定期的に開催し、感染マニュアルの確認、感染症のシミュレーションを行いながら職員に予防・対応策を周知徹底している。また、適宜施設ラウンド（自主点検）を行い、現場の感染対策の見直しを行っている。
【A-3 生活支援】 利用者の状況を丁寧にアセスメントし、日常生活の様子や行動・心理症状（BPSD）の程度を事業所独自のレベル分けをして数値化している。また、状態に変化がある利用者は、多職種とのケア会議において検討され、必要があれば医療機関への受診等の対応を行っている。
【改善を求められる点】
【Ⅰ-3 事業計画の策定】 業務計画の主な内容について利用者会等で説明しているが、点字等を取り入れた資料を作成するなど、利用者がより理解しやすい工夫が望まれる。
【Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保】 提供する福祉サービスの標準的な実施方法を明文化しているが、その内容について見直しを行う仕組みが確立していないため、これを検証し、必要に応じた見直しをする仕組みづくりが望まれる。
【A-1 生活支援の基本と権利擁護】 障害程度等により地域へ移行することが困難であることから仕組みとしては構築していないが、今後、利用者の意向があった場合に備え、地域移行のルール化が望まれる。また、訴えの少ない利用者に対しても、本人の思いや希望などを把握するため、年に数回程度の面談の機会を設けるなどの、積極的な発言を促す環境づくりが望まれる。

⑥第三者評価結果に対する事業所のコメント

第三者委員会を立ち上げ、その中で仕組み作りを構築し体制を整えていきます。視覚障害専門の老人ホームであることから、今後点字での情報提供に心がけていきます。但し、全員の方が点字ができるわけではない為、テジー図書など音での情報提供も併せて考えていきたいと思っております。利用者の方の思いについては、引き続き臨床心理士等の面談を職員で共有し、多職種でのカンファレンスも継続し個別でのアセスメントの聞き取りをしっかりと行い思いが実際にかなえることができるようにしていきます。
--

⑦第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。